

1. 件名：「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関するヒアリング  
(357)」

2. 日時：令和2年9月7日(月) 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、中川上席安全審査官、建部主任安全審査官、上出安全審査官、田尻安全審査官、河原崎安全審査専門職、藤原安全審査専門職

日本原燃(株)

高松 理事 燃料製造事業部 副事業部長 他23名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、令和2年8月31日の第368回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合(※1)での原子力規制庁からの指摘事項への対応状況について、当日提出資料に基づき令和2年9月3日のヒアリング(※2)に引き続き説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

①全般

・申請書の共通的な記載方針について、各記載箇所の関連を踏まえて、許可事項として明確にすべき事項を念頭に整理すること。

②重大事故等対処施設(有効性評価)

・有効性評価の判断基準、評価結果等におけるグローブボックス内の温度及び圧力については、手順等での判断時間等に影響せず、放出量評価におけるパラメータにも影響しないことから、重大事故等対処設備の使用条件の整理の観点で記載を整理すること。

③重大事故等対処施設(重大事故等対処設備)

・重大事故等対処設備に共通の設計方針(多様性、位置的分散等)については、許可基準規則第27条の要求事項との関係を踏まえて整理すること。

・緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収

集伝送設備は一体となって機能するものであることを踏まえて整理すること。

④重大事故等対処施設（技術的能力）

- ・緊急時対策建屋における情報把握に関する手順等について、通信連絡に関する手順等との関係を整理すること。
- ・対策を講じる要員の名称について記載方針を整理すること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

## 6. その他

### 提出資料

「核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）の一部補正に対する主要な指摘事項への対応について」

「MOX燃料加工施設加工事業変更許可申請書の構成について（案）」

### 参考

※1 第368回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（令和2年8月31日）

[https://www2.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigo\\_usei/nuclear\\_facilities/20200727.html](https://www2.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigo_usei/nuclear_facilities/20200727.html)

※2 令和2年9月3日のヒアリング

「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関するヒアリング（356）」